

(2018年度)

## レンタカーで巡る山陰周遊旅行商品造成支援事業費補助金 事業概要

### 1 目的

山陰両県を巡る宿泊を伴う周遊旅行の促進を図るため、レンタカー付き旅行商品について、レンタカーの「乗捨代金」又は「返却時に給油する燃料代金」について支援（補助）する。

### 2 事業概要

#### (1) 対象となる旅行会社及び旅行形態

- ア) 旅行業の登録を受けている旅行会社
- イ) 募集型企画旅行

#### (2) 補助の条件

- ・鳥取ならびに島根両県内の宿泊施設で各1泊以上すること。（単県のみ場合は不可）
- ・旅行商品に「乗捨代金不要」「満タン返し不要」等であることを表示すること。  
また、組込型商品の場合は販売価格に反映させること。  
※但し、「返却時に給油する燃料代金」の場合は、排気量1,600cc以下のガソリン車又はハイブリッド車（排気量指定なし）とする。
- ・対象とする旅行商品が、両県その他団体から他の補助金、委託等を受けていないこと。
- ・旅行設定ではなく旅行催行実績により補助するものとする。

#### (3) 補助期間（旅行日基準）

- ・2018年4月1日（日）から2019年3月31日（日）催行終了まで。

#### (4) 補助内容

- ・「乗捨代金」の場合：1事業所あたり100台まで、500千円を上限に助成する。
- ・「返却時に給油する燃料代金」の場合：1事業所あたり125台まで、500千円を上限とする。

### 3 申請方法

レンタカーで巡る山陰周遊旅行商品造成支援事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、下記の提出先（お問合せ先）に提出してください。

<提出先・お問合せ先>

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311地 米子駅前ショッピングセンター4F  
一般社団法人山陰インバウンド機構 担当：渡辺  
TEL 0859-21-1502 FAX 0859-21-1524

### 4 申請（受付）期間

- ・2017年12月1日（金）から2019年3月28日（木）まで。
- ・但し、交付申請額が本事業の予算総額に達した時点で補助金募集を終了する。